

川教指発第443号
令和6年 2月 8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年3月28日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（指導課）

指導課の雑入において、収納金の払込みが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

就学援助における学用品費等の返還につきまして、発生件数が少ないことから、返還金が生じた場合のみ、当該学校長あて返還金の収納及び指定金融機関等への払込みについて個別に通知を行っておりますが、令和5年9月に発生したケース以降、従来の通知に加え、返還金を指定金融機関等に払込んだ後、領収書を添付の上、出納補助員収納調書を指導課に提出し、出納員の検印を受けるよう、通知・指導を行うとともに、指導課において提出を確認することとし、改善を行いました。

